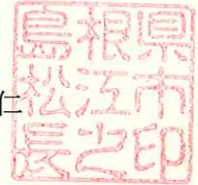


松江市告示第 289 号

松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 17 年松江市告示第 19 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 30 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第2(第4条、第6条、第9条、第11条関係) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準		別表第2(第4条、第6条、第9条、第11条関係) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
措置要件	期間	措置要件	期間
略		略	
(不正又は不誠実な行為)		(不正又は不誠実な行為)	
10 略		10 略	
11 別表第1及び前各号に掲げ当該認定を する場合のほか、代表役員等がした日から1 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に当たる犯罪箇月以上9箇 の容疑により公訴を提起さ月以内 れ、又は <u>拘禁刑</u> 以上の刑若し くは刑法の規定による罰金刑 を宣告され、建設工事等の請 負契約の相手方として不適切 であると認められるとき。		11 別表第1及び前各号に掲げ当該認定を する場合のほか、代表役員等がした日から1 <u>禁錮</u> 以上の刑に当たる犯罪箇月以上9箇 の容疑により公訴を提起さ月以内 れ、又は <u>禁錮</u> 以上の刑若し くは刑法の規定による罰金刑 を宣告され、建設工事等の請 負契約の相手方として不適切 であると認められるとき。	

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)